

シフルメトフェン (案)

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：シフルメトフェン [Cyflumetofen (ISO)]

(2) 用途：殺ダニ剤

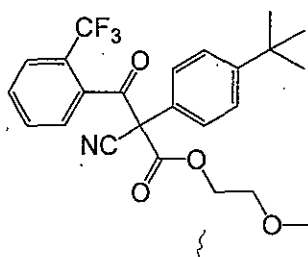
アシルアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。

(3) 化学名：

2-methoxyethyl (RS)-2-(4-tert-butylphenyl)-2-cyano-3-oxo-3-(α, α, α -trifluoro-*o*-tolyl)propionate (IUPAC)

2-methoxyethyl α -cyano- α -[4-(1,1-dimethylethyl)phenyl]- β -oxo-2-(trifluoromethyl)benzenepropanoate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{24}H_{24}F_3NO_4$
分子量	447.5
水溶解度	0.0281 mg/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}Pow = 4.3$ (25°C)
	(メーカー提供資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法（昭和23年法律82号）に基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

国内での使用方法

20%シフルメトフェン水和剤（フロアブル）

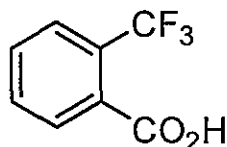
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シフルメトフェンを含む農薬の総使用回数	
かんきつ	ミカンハダニ	1000～2000倍	200～1000 L/10a	収穫前日まで	2回以内	散布	2回以内	
りんご ぶどう びわ	ハダニ類	1000倍	200～700 L/10a					
なし もも ネクタリン おうとう 小粒核果類 いちじく		1000～2000倍						
すいか メロン きゅうり いちご なす ピーマン やまのいも モロヘイヤ みょうが(花穂)		1000倍	100～350 L/10a					みょうが(花穂)の収穫前日まで、 但し、花穂を収穫しない場合にあつては開花期終了まで
みょうが(茎葉)								収穫3日前まで
食用ぎく とうがん								
茶		カンザワハダニ	1000～2000倍	200～400 L/10a	摘採7日前まで			

3. 作物残留試験結果

(1) 分析の概要

① 分析対象化合物

- ・ シフルメトフェン
- ・ α, α, α -トリフルオロ- σ -トルイル酸 (以下、代謝物 B-1 という。)



代謝物 B-1

② 分析法の概要

試料からアセトン/水混液で抽出後、 C_{18} カラム、グラファイトカーボンカラム及びシリカゲルカラムで精製し、シフルメトフェンについては高速液体クロマトグラフ (UV) で、代謝物 B-1 については液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。作物残留試験結果において代謝物 B-1 はシフルメトフェン換算値で示した。

または、試料からアセトニトリル・水 (9 : 1) 混液で抽出し、酢酸エチル・ヘキサン (1 : 9) 混液に転溶する。水層に塩酸を加え代謝物 B-1 抱合体を代謝物 B-1 に加水分解した後、酢酸エチル・ヘキサン (1 : 9) 混液に転溶する。酢酸エチル・ヘキサン混液を合わせ、グラファイトカーボンカラム及びフロリジルカラムで精製し、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS 又は LC-MS/MS) で定量する。

あるいは、試料からアセトニトリルで抽出し、 C_{18} カラムでシフルトリンと代謝物 B-1 に分画する。シフルトリンの分画を 10% 含水シリカゲルカラムで精製する。代謝物 B-1 の画分に塩酸を加え代謝物 B-1 抱合体を代謝物 B-1 に加水分解した後、酢酸エチル・ヘキサン (1 : 4) 混液に転溶し、強酸性陽イオン交換体 (SCX) カラム及びフロリジルカラムで精製する。LC-MS で定量する。

以下、代謝物 B-1 の定量限界及び残留量については、換算係数 2.35 を用いてシフルメトフェンに換算した値を示す。

定量限界 シフルメトフェン : 0.01~0.5 ppm

代謝物 B-1 : 0.03~1.2 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙 1 を参照。

4. ADI の評価

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたシフルメトフェンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量：9.21 mg/kg 体重/day

（動物種） ラット

（投与方法） 混餌投与

（試験の種類） 繁殖試験

（期間） 2 世代

安全係数：100

ADI：0.092 mg/kg 体重/day

5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

6. 基準値案

（1）残留の規制対象

シフルメトフェンとする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物中の暴露評価対象物質としてシフルメトフェン及び代謝物 B-1 を設定しているが、農薬「フルトラニル」を使用した農作物からも代謝物 B-1 が検出され、フルトラニル由来又はシフルメトフェン由来のものか区別がつかないため、シフルメトフェンのみを規制対象とする。

また、現在、「農薬シフルメトフェンの検査の取扱いについて」（平成 22 年 12 月 3 日付け食案基発 1203 第 1 号及び第 2 号）により親化合物が基準値を超えて検出された場合及びフルトラニルが使用されていない農作物からシフルメトフェン（親化合物と代謝物 B-1 の和）が基準値を超えて検出された場合に食品衛生法第 11 条違反と判断することとしているが、本取扱いを改めることとする。

（2）基準値案

別紙 2 のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について、基準値案の上限までシフルメトフェンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3-1参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	23.2
幼小児(1~6歳)	59.1
妊婦	17.7
高齢者(65歳以上)	22.7

注) TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

また、代謝物B-1をシフルメトフェンに換算した摂取量を加えて同様に試算した、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3-2参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民平均	28.5
幼小児(1~6歳)	72.2
妊婦	21.6
高齢者(65歳以上)	27.8

注) TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

シフルメトフェン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			各化合物の最大残留量 ^{注1)} (ppm) 【シフルメトフェン/代謝物B-1】
		剤型	使用量・使用方法	回数	
みかん (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 500, 1000L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: <0.05/<0.12 圃場B: <0.05/<0.12
みかん (果皮)	2	20%フロアブル	1000倍散布 500, 1000L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 4.65/<0.12 (2回, 7日) 圃場B: 10.16/<0.12
なつみかん (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 500L/10a, 1300~1400L/10a	2回	↓, 7, 14, 28, 45, 60日 圃場A: 0.37/<0.12 圃場B: 2.21/<0.12 (2回, 1日) (#) ^{注2)}
すだち (果実)	1	20%フロアブル	1000倍散布 500L/10a	2回	↓, 7, 14, 28日 圃場A: 4.14/<0.12
かぼす (果実)	1	20%フロアブル	1000倍散布 600L/10a	2回	↓, 7, 14, 28日 圃場A: 3.10/<0.12
りんご (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 350L/10a	2回	↓, 7, 14, 21日 圃場A: 0.95/0.12 圃場B: 0.50/<0.12
なし (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 350L/10a	2回	↓, 7, 14, 28日 圃場A: 0.94/<0.12 圃場B: 0.41/<0.12
もも (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 350L/10a	2回	↓, 7, 14, 28日 圃場A: <0.05/<0.12 ↓, 7, 22, 28日 圃場B: <0.05/<0.12
おうとう (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 500L/10a	2回	↓, 7, 14, 28日 圃場A: 3.28/0.33 (2回, 7日) 圃場B: 2.48/0.14 (2回, 7日)
すいか (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 195.6L/10a	2回	↓, 3, 7日 圃場A: <0.05/<0.12 圃場B: <0.05/0.12 (2回, 7日)
メロン (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 250, 200L/10a	2回	↓, 3, 7日 圃場A: <0.05/0.26 (2回, 7日) 圃場B: <0.05/0.16 (2回, 7日)
なす (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200, 199.6L/10a	2回	↓, 3, 7, 21日 圃場A: 0.59/<0.12 圃場B: 0.46/0.99
いちご (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	↓, 7, 14, 28日 圃場A: 0.90/<0.12 圃場B: 1.00/0.19
茶 (荒茶)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400L/10a	2回	↓, 14, 21, 28日 圃場A: 10.0/4.7 圃場B: 1.9/3.3
茶 (浸出液)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400L/10a	2回	↓, 14, 21, 28日 圃場A: <0.5/<1.2 圃場B: <0.5/<1.2
きゅうり (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 250, 300L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.38/0.26 圃場B: 0.18/0.56
ネクタリン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 300L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.90/<0.12 圃場B: 0.77/<0.12
すもも (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300, 500L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.36/<0.12 圃場B: <0.05/<0.12
うめ (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 3.80/<0.12 圃場B: 2.07/<0.12
いちじく (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300, 500L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.92/0.09 圃場B: 0.95/0.14
ぶどう (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.44/<0.12 (2回, 7日) 圃場B: 1.39/0.18 (2回, 7日)
びわ (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 500L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.06/<0.03 圃場B: 0.06/0.05
ピーマン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 0.56/0.14 圃場B: 2.63/0.28
ヤマのいも (塊茎)	2	20%フロアブル	1000倍散布 191, 185~191L/10a	2回	↓, 7, 14, 30, 60日 圃場A: <0.05/<0.12 圃場B: <0.05/<0.12
みょうが (花穂)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300, 400L/10a	2回	↓, 3, 7日 圃場A: <0.01/<0.03 圃場B: <0.01/<0.03 (#) ^{注2)}
食用ぎく (花)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	↓, 7, 14日 圃場A: 16.8/0.541 圃場B: 6.77/<0.094

農作物	試験圃場数	試験条件			各化合物の最大残留量 ^{注1)} (ppm) 【シフルメトフェン/代謝物B-1】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
モロヘイヤ (茎葉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200,300L/10a	2回	1,7,14日	圃場A: 40.3/0.87
					1,3,7,14日	圃場B: 53.4/4.96
とろろかん (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	3,7,14日	圃場A: <0.05/<0.12
						圃場B: 0.20/<0.12 (2回,7日)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

注3)今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
やまいも(長いもをいう。)	0.2		申			<0.05,<0.05
その他のきく科野菜	25		申			16.8(\$),6.77(食用ぎく)
ピーマン	5		申			2.63,0.56
なす	2	5	○			0.59,0.46
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	3	○			0.38(\$),0.18
すいか	0.2	0.5	○			<0.05,<0.05
メロン類果実	0.2	1	○			<0.05,<0.05
その他のうり科野菜	0.5		申			0.20,<0.05(とうがん)
その他の野菜	70		申			53.4(\$),40.3(モロヘイヤ)
みかん	0.2	0.5	○			<0.05,<0.05
なつみかんの果実全体	5	5	○			2.21(#(\$)),0.37
レモン	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
グレープフルーツ	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
ライム	10	10	○			(その他のかんきつ参照)
その他のかんきつ類果実	10	10	○			4.14(すだち)/3.10(かぼす)
りんご	2	3	○			0.95(\$),0.50
日本なし	2	3	○			0.94(\$),0.41
西洋なし	2	3	○			(日本なし参照)
びわ	0.3		申			0.06,0.06
もも	0.2	0.5	○			<0.05,<0.05
ネクタリン	2	2	○			0.90,0.77
あんず(アプリコットを含む。)	10	10	○			(うめ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	1	1	○			0.36(\$),<0.05
うめ	10	10	○			3.80(\$),2.07
おうとう(チェリーを含む。)	10	10	○			3.28(\$),2.48
いちご	2	3	○			1.00,0.90
ぶどう	3		申			1.39(\$),0.44
その他の果実	2	3	○			0.95,0.92(いちじく)
茶	15	20	○			10.0(\$),1.9
その他のスパイス	20	20	○			10.16(\$),4.65(みかん果皮)
その他のハーブ	0.05		申			<0.01,<0.01(#)(みょうが)

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

シフルメトフェン推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
やまいも (長いもをいう。)	0.2	0.5	0.1	0.3	0.9
その他のきく科野菜	25	10.0	2.5	12.5	17.5
ピーマン	5	22.0	10.0	9.5	18.5
なす	2	8.0	1.8	6.6	11.4
きゅうり (ガーキンを含む。)	1	16.3	8.2	10.1	16.6
すいか	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン類果実	0.2	0.1	0.1	0.02	0.1
その他のうり科野菜	0.5	0.3	0.1	1.2	0.4
その他の野菜	70	882.0	679.0	672.0	854.0
みかん	0.2	8.3	7.1	9.2	8.5
なつみかんの果実全体	5	0.5	0.5	0.5	0.5
レモン	10	3.0	2.0	3.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	4.0	6.0	8.0	2.0
グレープフルーツ	10	12.0	4.0	21.0	8.0
ライム	10	1.0	1.0	1.0	1.0
その他のかんきつ類果実	10	4.0	1.0	1.0	6.0
りんご	2	70.6	72.4	60.0	71.2
日本なし	2	10.2	8.8	10.6	10.2
西洋なし	2	0.20	0.20	0.20	0.20
びわ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
もも	0.2	0.1	0.1	0.8	0.0
ネクタリン	2	0.2	0.2	0.2	0.2
あんず (アブリコットを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	1.0
すもも (プルーンを含む。)	1	0.2	0.1	1.4	0.2
うめ	10	11.0	3.0	14.0	16.0
おうとう (チェリーを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	1.0
いちご	2	0.6	0.8	0.2	0.2
ぶどう	3	17.4	13.2	4.8	11.4
その他の果実	2	7.8	11.8	2.8	3.4
茶	15	45.0	21.0	52.5	64.5
その他のスパイス	20	2.0	2.0	2.0	2.0
その他のハーブ	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0
計		1139.3	859.0	907.4	1129.9
ADI比 (%)		23.2	59.1	17.7	22.7

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

シフルメトフェン推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
やまいも (長いもをいう。)	0.5	1.3	0.3	0.8	2.2
その他のきく科野菜	25	10.0	2.5	12.5	17.5
ピーマン	5	22.0	10.0	9.5	18.5
なす	5	20.0	4.5	16.5	28.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	3	48.9	24.6	30.3	49.8
すいか	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
メロン類果実	1	0.4	0.3	0.10	0.3
その他のうり科野菜	0.7	0.4	0.1	1.6	0.5
その他の野菜	80	1008.0	776.0	768.0	976.0
みかん	0.5	20.8	17.7	22.9	21.3
なつみかんの果実全体	5	0.5	0.5	0.5	0.5
レモン	10	3.0	2.0	3.0	3.0
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	4.0	6.0	8.0	2.0
グレープフルーツ	10	12.0	4.0	21.0	8.0
ライム	10	1.0	1.0	1.0	1.0
その他のかんきつ類果実	10	4.0	1.0	1.0	6.0
りんご	3	105.9	108.6	90.0	106.8
日本なし	3	15.3	13.2	15.9	15.3
西洋なし	3	0.30	0.30	0.30	0.30
びわ	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1
もも	0.5	0.3	0.4	2.0	0.1
ネクタリン	2	0.2	0.2	0.2	0.2
あんず (アブリコットを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	1.0
すもも (プルーンを含む。)	1	0.2	0.1	1.4	0.2
うめ	10	11.0	3.0	14.0	16.0
おうとう (チェリーを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	1.0
いちご	3	0.9	1.2	0.3	0.3
ぶどう	5	29.0	22.0	8.0	19.0
その他の果実	3	11.7	17.7	4.2	5.1
茶	20	60.0	28.0	70.0	86.0
その他のスパイス	20	2.0	2.0	2.0	2.0
その他のハーブ	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
計		1395.1	1049.2	1107.1	1388.4
ADI比 (%)		28.5	72.2	21.6	27.8

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

(参考)

これまでの経緯

- | | |
|-------------|---|
| 平成17年10月 3日 | 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：なす、すいか、茶等） |
| 平成17年10月21日 | 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請 |
| 平成19年 4月19日 | 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知 |
| 平成19年10月26日 | 残留農薬基準告示、初回農薬登録 |
| 平成21年 4月20日 | 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：きゅうり、ネクタリン等） |
| 平成21年 6月 8日 | 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請 |
| 平成22年 1月21日 | 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知 |
| 平成22年12月13日 | 残留農薬基準告示 |
| 平成23年 8月25日 | 農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：やまのいも、食用ぎく等） |
| 平成23年10月 6日 | 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請 |
| 平成24年 3月29日 | 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知 |
| 平成24年 6月13日 | 薬事・食品衛生審議会への諮問 |
| 平成24年 7月25日 | 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会 |

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井	里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当主任研究員
○大野	泰雄	国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎	博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤	貢一	星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤	清	一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
高橋	美幸	農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山	敏廣	東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野	育生	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田	りえ子	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井	俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内	明子	日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田	克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成	浩一	東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鰐淵	英機	大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○：部会長)

答申(案)

シフルメトフェン

食品名	残留基準値
	ppm
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25
ピーマン	5
なす	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
すいか	0.2
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.5
その他の野菜 ^{注3)}	70
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	5
レモン	10
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	10
グレープフルーツ	10
ライム	10
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	10
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
びわ	0.3
もも	0.2
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	10
すもも(プルーンを含む。)	1
うめ	10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	2
ぶどう	3
その他の果実 ^{注5)}	2
茶	15
その他のスパイス ^{注6)}	20
その他のハーブ ^{注7)}	0.05

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェンのみをいう。

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのご類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。